



8月実施予定

お子様を扶養している方対象。。。

## 令和7年度夫婦共同扶養調査

今年度も、厚労省からの「夫婦双方の収入の多い方が主として生計維持するものとする」という通知に基づき、調査を行います。

下記の要件に該当された方は、被扶養者収入状況調査時に、申告書の提出をお願いいたします。

### ◆◇共同扶養とは◆◇

夫婦共働き等の場合、被扶養者の数にかかわらず、被保険者の年間収入の多い方の被扶養者とする。(令和3年8月通知)

### ◆◇対象者◆◇

お子さまを扶養しており、配偶者を扶養していない被保険者  
※配偶者がいない場合も、対象です。

### ◆◇調査方法◆◇

「令和7年度夫婦共同扶養調査収入等申告書」を提出。  
※8月に対象者へ配布いたします。  
※被保険者と配偶者の年間収入を記入いただきます。  
※配偶者がいない場合は「配偶者の有無」欄の無に□をして提出してください。

### ◆◇その他◆◇

- ・昨年までの「見込み額証明書」について、今年度は廃止いたしますので、各事業所で証明いただくものはありません。(配偶者のお勤め先を含む)
- ・提出いただいた申告書の内容によっては追加資料のご提出をお願いする場合があります。
- ・審査の結果、扶養異動をお願いする場合があります。